

事業報告書				
医療法人整理番号		02331		
報告期間	自	令和6年3月1日		
	至	令和7年2月28日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人社団秋月会		
		分類①	社団（出資持分あり）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	広島県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	広島市西区	
		町名・番地	己斐本町2-14-24	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成19年2月16日	
	(4) 設立登記年月日		平成19年3月1日	
	(5) 理事長の氏名	姓	香月	
		名	孝史	
		役員及び評議員の人数	7	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
広島県	広島市中区	三川町7-1	香月メディカルビル
広島県	広島市中区	三川町7-1 3階	香月メディカルビル
広島県	広島市中区	三川町7-1 3階	香月メディカルビル
広島県	広島市中区	三川町7-1 4階	香月メディカルビル
広島県	広島市中区	三川町7-1 4階	香月メディカルビル

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第4条2条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	香月産婦人科		3410212496	広島市西区己斐本町2-14-24	16		16				
診療所	広島中央通り香月産婦人科		3410125250	広島市中区三川町7番1号	16		16				
診療所	広島中央通りこどもクリニック		3410125300	広島市中区三川町7番1号3階							
診療所	広島中央通り内科クリニック		3410125318	広島市中区三川町7番1号4階							
診療所	広島中央通りふじたか眼科		3410125334	広島市中区三川町7番1号3階							
診療所	広島中央通り健康・美容クリニック		3410126118	広島市中区三川町7番1号4階							

- 注） 1． 地方自治法第24条4項の規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2． 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- 3． 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
中央通り保育所		広島市中区三川町7番1号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年3月29日	理事の選任
令和6年4月25日	事業報告・決算承認・剰余金の処分、理事および監事の選任、理事長選任
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団秋月会
所在地 広島県広島市西区己斐本町2-14-24

※医療法人整理番号 02331

貸借対照表
令和7年2月28日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,089,101	I 流動負債	721,941
II 固定資産	1,694,262	II 固定負債	1,473,450
1 有形固定資産	1,622,227	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	5,199	負債合計	2,195,391
3 その他の資産	66,836	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	70,824
		II 積立金	517,148
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	587,972
資産合計	2,783,363	負債・純資産合計	2,783,363

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団秋月会
所在地 広島県広島市西区己斐本町2-14-24

医療法人整理番号	02331
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,164,330
2 事業費用			2,045,357
本来業務事業利益			118,973
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			69,188
2 事業費用			71,931
附帯業務事業損失			2,743
事業利益			116,230
II 事業外収益			32,462
III 事業外費用			8,797
経常利益			139,895
IV 特別利益			
V 特別損失			
税引前当期純利益			139,895
法人税等			36,232
当期純利益			103,663

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団秋月会
所在地 広島県広島市西区己斐本町二丁目 1 4 番 2 4 号

※医療法人整理番号	02331
-----------	-------

財 産 目 録
(令和 7 年 2 月 2 8 日現在)

1. 資 産 額	2,783,363 千円
2. 負 債 額	2,195,391 千円
3. 純 資 産 額	587,972 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,089,101
B 固 定 資 産	1,694,262
C 資 産 合 計 (A + B)	2,783,363
D 負 債 合 計	2,195,391
E 純 資 産 (C - D)	587,972

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 医療法人社団秋月会

※医療法人整理番号	02331
-----------	-------

所在地 広島県広島市西区己斐本町二丁目1 4 番 2 4 号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人			1,469,363	給食・受付業務 不動産の賃貸 保育業務	給食・受付業務の委託 不動産の賃貸 保育業務の委託および 食事の購入	給食業務の委託(注)2 不動産の賃貸(注)2 保育業務の委託および 食事の購入(注)2	388,080 58,938 9,012	委託外注費 地代家賃 委託外注費	0 0 0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 代表取締役である法人。

(注)2. 給食・受付業務、保育業務の委託費および不動産賃料は、市場価格および近隣相場を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団秋月会

理事長 香月 孝史 殿

私は、医療法人社団秋月会の令和6年会計年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年4月21日

医療法人社団秋月会

監事

